

市政ウォッチング ねむろに参加を

新しい根室を発見してみませんか？転動してきた方はもちろん、多くの市民の参加をお待ちしています。

【わが街基幹産業「水産コース」】

- ▽日時 7/26(木)10時～
- ▽コース 水産研究所、ウニ種苗生産センター、北方館、歯舞会館、水産加工振興センター
- ▽定員 20名(申込先着順)
- 【歴史と自然「春国岱散策コース」】
- ▽日時 10月中旬
- ▽コース 春国岱ネイチャーセンター、春国岱散策、夢原館、歴史と自然の資料館
- ▽定員 20名(申込先着順)
- 【わが街・フリーコース】

日程やコースなど、各団体・町会のご要望に応じ設定できます。実施の1ヶ月前までにご相談ください。

- ▽定員 15～20名
- ▽昼食 各団体に用意する
- ※共通事項
- ・参加料 無料
- ・昼食 各自持参のこと
- ▽申込・問合せ
- 市情報管理課広報広聴係
- ☎(23)6111番
- (内線2257)

国民年金からの お知らせ、

《障害基礎年金(20歳前障害)を受給している方へ》

◎現況届の提出は7月末までに

20歳前障害で現在障害基礎年金を受給している方に、社会保険業務センターから「現況届(はがき)」か「障害状態確認届(診断書)」が郵送されます。提出期限は7月31日です。で、忘れずに市役所10番窓口へ提出ください。届出を忘れると、支給が停止されます。

《平成19年度の保険料免除申請書の受付を開始します》

(平成19年7月から平成20年6月までの期間です)

◎7月から国民年金保険料の免除申請書の受付を開始します。

保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると納付が免除される「免除制度」があります。30歳未満の方は、納付が猶予される「若年者納付猶予制度」もあります。承認を受けるためにはいろいろな基準がありますので、ご相談ください。

【問合せ】

- 市保健課国保係(窓口10番)
- ☎(23)6111番
- (内線2125・2126)

お年寄りの医療制度が変わります

～平成20年4月から新医療制度スタート～

【後期高齢者医療制度】

75歳(一定の障がいのある場合は65歳)以上の方は現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けていますが、平成20年4月からはそれらを脱退し、「後期高齢者医療制度」に移ることになります。

◆新しい制度の目的は？

国民皆保険を維持し、医療保険制度を将来にわたり持続可能なものとしていくために、高齢化社会に対応した仕組みとして、独立した医療制度を創設するものです。

◆対象者(被保険者)は？

▽75歳以上の高齢者

▽一定の障がいのある65歳以上75歳未満の方

◆制度の運営主体は？

▽財政運営・資格管理

・道内全180市町村が加入する「北海道後期高齢者医療広域連合」

▽保険料の徴収や窓口業務

・各市町村

◆保険料は？

都道府県単位で原則均一の保険料率となるため、保険料

は、道内均一となります。

(所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて保険料が軽減されます)

保険料率は、平成19年11月に開催予定の「北海道後期高齢者医療広域連合議会」で保険料条例を制定し、決定することになっています。

◆個人ごとに算定された保険料を被保険者一人ひとりが支払うこととなります。

これまで、健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方も保険料を負担することになります。

(2年間軽減される経過措置があります)

◆保険料の納め方は？

原則として年金(年額18万円以上の方)から天引きとなります。

ただし、年金額が年額18万円未満の方、また、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、口座振替等で個別に納めることとなります。

◆医療機関での自己負担は？

現行の老人保健制度と同様

に、1割負担(ただし現役並み所得者は3割負担)となります。



【65歳から74歳の方は】

▽65歳から74歳の前期高齢者の方については、現在と変わらず、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入することになります。

▽国民健康保険に加入する65歳以上の方については、支給される年金からの天引きにより、保険料(税)を納付することが可能となります。

▽70歳～74歳の方が医療機関の窓口で支払う自己負担が、1割から2割(ただし現役並み所得者は3割負担)へ変更となります。

◆問合せ

【後期高齢者医療制度】

・市介護福祉課高齢者福祉係

☎(23)6111番

(内線2174)

【国民健康保険制度】

・市保健課国保係

☎(23)6111番

(内線2113)